

那須塩原市新型コロナウイルス感染症患者等の人権の擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の患者等の人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務等を明らかにすることにより、感染症の患者等に対する人権の侵害を未然に防止するとともに、人権の侵害による被害からの迅速かつ適切な救済を図り、もって感染症の患者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 事業者 市の区域内において、商業、工業、金融業その他の事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(3) 感染症の患者等 アからオまでに掲げる者をいう。

ア 市の区域内に住所を有する者であって、感染症の患者、感染症にかかっているおそれがあるもの、感染症にかかり治癒したもの及びその親族で市の区域内に住所を有するもの

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務している者であって、感染症の患者、感染症にかかっているおそれがあるもの及び感染症にかかり治癒したもの及びその親族で市の区域内に住所を有するもの

ウ 市の区域内に事務所又は事業所を有し、感染症の患者、感染症にかか

っているおそれがあるもの及び感染症にかかり治癒したものを雇用している事業者

エ 市の区域内に医療施設を有し、感染症の患者及び感染症にかかっているおそれがある者に対する医療の提供を行う医療機関（法第48条に規定する臨時の医療施設を含む。）及びその医療従事者

オ 市の区域内に住所を有する者又は市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務している者若しくは市の区域内に存する学校に通学する者若しくは市の区域内に存する認定こども園に通園する者若しくは市の区域内に存する児童福祉施設に通う者であって、感染症の患者と接触したものの

（基本理念）

第3条 何人も、感染症の患者等の人権を最大限に尊重し、感染症にかかっていること、かかっているおそれがあること又はかかっていたことを理由として、不当な差別、偏見、^{ひぼう}誹謗中傷などの人権の侵害をしてはならない。

（市の責務）

第4条 市は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、調査及び提供に努めなければならない。

2 市は、感染症の患者等の人権を擁護するため、必要な施策を講じるとともに、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、感染症に関する正しい知識を持つとともに、感染症の患者等の人権の侵害をすることのないよう十分に配慮し、感染症の患者等を地域社会で孤立させないよう努めなくてはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、感染症に関する正しい知識を持つとともに、自らの行う事業において、感染症の患者等の人権の侵害をすることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は、従業員に対し、感染症に関する正しい知識の普及に努めなければならない。

(感染症の患者等への支援)

第7条 市は、感染症の患者等からの相談を受ける窓口を設置するものとする。

2 市は、感染症の患者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、感染症の患者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、感染症の患者等に対し、必要な支援をすることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。